

福利厚生代行サービスを活用した兵庫県ワーケーション推進 プロモーション展開業務委託仕様書

1 委託業務名

福利厚生代行サービスを活用した兵庫県ワーケーション推進プロモーション展開業務

2 業務目的

都市近郊に立地しながら、豊かな自然やスキー・温泉リゾート、芸術文化、食等、多彩な地域資源を有する兵庫県がワーケーションの適地であることを発信し、兵庫県へのワーケーションによる訪問を促進するため、企業・団体等への福利厚生代行サービスの活用によるプロモーションを実施する。

3 事業期間

委託締結日から令和4年3月31日まで

4 事業費

金 3,300,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

兵庫県へのワーケーションによる訪問を促進するため、福利厚生代行サービスを活用したプロモーションを展開

(1) 想定する広報の対象

企業、団体の従業員

(2) 媒体

任意項目とする。展開方法・期間等については提案書に記載すること。

(3) コンテンツ

- ・兵庫県ワーケーション特集企画により、本県の特長を分かりやすく説明し、ワーケーションの実施に本県が魅力的な地域であることを訴求するものとする。
- ・県内でワーケーション受入に先進的に取り組む新温泉町に関する情報発信を含んだ内容とする。

6 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業

務開始時までには兵庫県に提出すること。

- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に兵庫県の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。